

10月1日スタート 幼児教育・保育の無償化

令和元年8月16日発行

子育て推進課

☎229-3167 FAX 229-3451

学校教育課

☎229-3391 FAX 229-3257



**3～5歳の全ての子どもと
0～2歳の住民税非課税世帯の子どもが
無償化の対象です**

※利用する施設、サービスによって無償化となる金額や方法が異なるので、以下をご覧ください。

幼稚園・保育所・認定こども園を利用

施設	対象	利用料	備考
子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園※1	満3歳以上の子ども	2万5,700円/月まで無償	給食費・行事費・通園送迎費などの実費は保護者負担
国立大学附属幼稚園	満3歳以上の子ども	8,700円/月まで無償	
子ども・子育て支援新制度移行済幼稚園※2 認定こども園(1号)	満3歳以上の子ども	無償	給食費・行事費・通園送迎費などの実費は保護者負担
保育園 認定こども園(2号)	3歳児以上の子ども		
保育園 認定こども園(2号・3号) 地域型保育事業	住民税非課税世帯の 0～2歳児	無償	行事費などの実費は保護者負担

※1…大川幼稚園、津西幼稚園、のべの幼稚園

※2…津市立幼稚園、聖ヤコブ幼稚園、高田幼稚園、ふたば幼稚園（※1・2ともに令和元年8月16日時点）

手続き

- 新制度未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園を利用する人…無償化の対象となるには、認定を受ける必要があります。利用する施設から配布される認定申請書に必要事項を記入し、施設に提出してください。
- 新制度移行済幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用する人…手続きは不要です。



給食費(副食費)について

以下の対象者は、副食(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。

施設	対象
幼稚園 認定こども園(1号)	満3歳以上の子ども 市町村民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯の子どもまたは全ての世帯の第3子以降の子ども ※小学3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第1子、第2子と数える
保育所 認定こども園(2号)	3歳児以上の子ども 市町村民税所得割合算額5万7,700円未満(ひとり親世帯等は7万7,101円未満)の世帯の子どもまたは全ての世帯の第3子以降の子ども ※小学校就学前の最年長の子どもから順に第1子、第2子と数える

手続き

- 新制度未移行幼稚園を利用する人で該当する場合…別途申請が必要です。利用する幼稚園から配布される申請書類に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。
- 新制度移行済幼稚園・認定こども園・保育所を利用する人…手続きは不要です。